

埼玉働き方改革の推進に関する共同宣言（全文）

埼玉県公労使会議 令和4年2月14日（月曜日）署名

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力の不足という構造的な課題に直面しており、埼玉県においても、生産年齢人口が2000年の501万人をピークに減少に転じ、2040年にはピーク時の約7割に当たる370万人になることが見込まれている。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、人手不足感は一時的に緩和したものの、引き続き人材の採用は容易ではなく、有能な人材の確保と育成が多く企業等の持続的発展に向けての喫緊の課題となっている。

このような環境の中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、成長分野等への労働移動など就業機会の拡大や意欲・能力を存分に發揮できる環境を作る取組が求められている。また、育児や介護との両立やワーク・ライフバランスの重視など、多様化する働く方のニーズへの対応も必須である。

2019年4月から順次施行されている「働き方改革関連法」は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、及び、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保のための措置等を規定している。

これを踏まえ、県内企業等においても、「働き方改革」をより一層推進することにより、働く方の個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に参画し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることが求められている。

加えて、コロナ禍で広がったテレワークや在宅勤務など、働く時間や場所に捉われない柔軟な働き方をさらに普及させることで、多様な人材の活躍につなげることが必要である。そして、大きくかつ広範囲に影響を受けた経済環境や雇用情勢を復旧好転させ、社会経済の活動レベルを引き上げていくためには、新しい生活様式を定着させ、感染防止と経済再生の両立を図っていかなければならない。

そこで、日本労働組合総連合会埼玉県連合会、一般社団法人埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、一般社団法人埼玉県経営者協会、埼玉中小企業家同友会、埼玉県、埼玉労働局の8者は、働き方改革の推進及びウィズ・ポストコロナ時代に対応した以下の事項について連携して進めていくことを宣言する。

記

1. 労働者の多様な事情に応じて雇用の安定を図るため、各種支援策等が十分に活用されるよう積極的に周知を行います。
2. 生産性向上の取組に対する支援を行うとともに、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。
3. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、誰もが納得して働き続けられる環境整備に取り組みます。
4. 「新しい生活様式」に対応したテレワークや在宅勤務等の働き方や労働者個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備に取り組みます。
5. 埼玉県内の働き方改革について、取組状況や各種支援策等について情報共有し、取組を推進します。